

# **障害者雇用・就労推進 連携プログラム2023**

## 視点 1 地域で生涯にわたって安心して働ける

### 行動 1

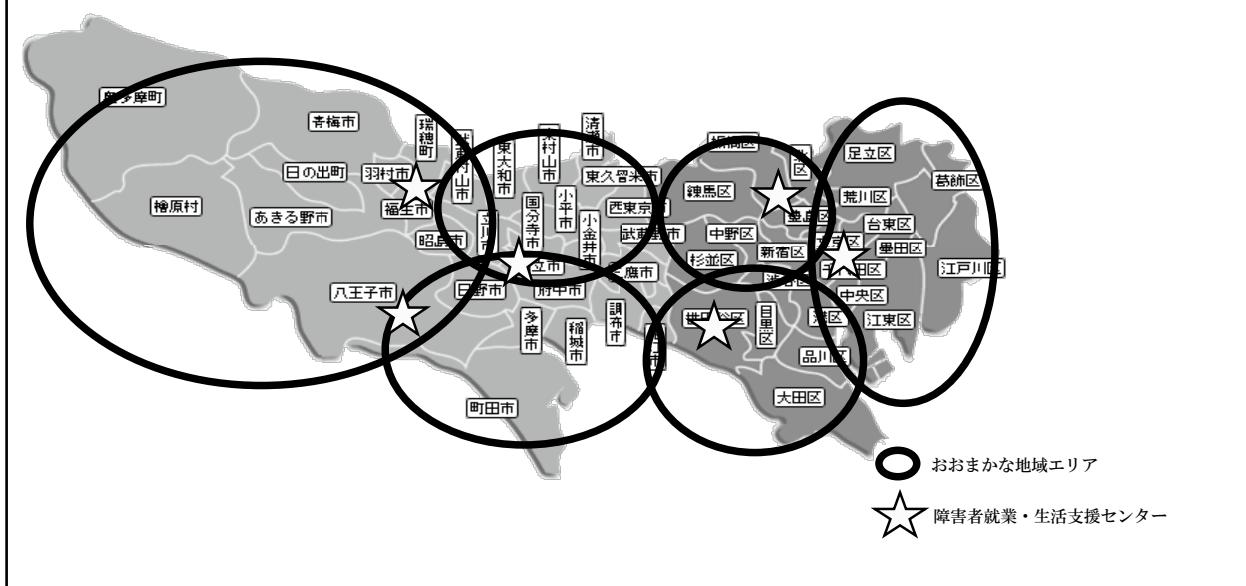
#### 地域の就労支援ネットワークを構築します。

都内全域を 6 ブロック（城北、城東、城南、多摩北部、多摩南部、多摩西部）に分け、就労支援機関のネットワークを構築、強化します。

障害者就業・生活支援センター（※1）は、各ブロック毎に 1 か所設置し、すべての区市町村で区市町村障害者就労支援センター（※2）を実施します。

障害者就業・生活支援センターがコーディネート機関となり、ハローワーク、区市町村障害者就労支援センター、特別支援学校、地元の商工機関等が連携し、障害者一人ひとりの就労を支援していきます。

#### <ブロック地図>



##### ※1 障害者就業・生活支援センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」と言います。）に基づき、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行ってています。

##### ※2 区市町村障害者就労支援センター

障害者の就職を支援するとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供しています。

(東京労働局、ハローワーク、就労支援機関、東京障害者職業センター、東京都、東京都教育委員会)

## 行動1を具体化する事業

事業名・事業内容	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度の取組と事業目標	担当
<b>1-1 区市町村障害者就労支援事業の充実</b>	<p>職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する。これを拡充し、身近な地域での相談・支援体制を強化する。</p> <p>【補助単価】 常勤 1人当たり6,774千円 非常勤1人当たり1,929千円 (都1/2 補助)</p>	51区市町で整備 (23区・26市・2町)	51区市町で整備 (23区・26市・2町)	51区市町で整備 (23区・26市・2町)	<p>身近な地域において、就労面と生活面の支援を一体的に提供する体制を整備するため、引き続き設置を推進する。</p> <p>【事業所管】 東京都 【実施主体】 区市町村 障害者就労支援センター</p>
<b>1-2 障害者就業・生活支援センター事業</b>	<p>障害者雇用促進法に基づき、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っている。</p>	<p>都内6センターにて事業実施。</p> <p>障害者就業・生活支援センター（生活支援）機能強化事業において、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により在宅生活が長くなった障害者に対し、在宅訪問支援、遠隔相談等の実施を強化。</p>	都内6センターにて事業実施	都内6センターにて事業実施	<p>関係機関と連携し、各センターの業務実施状況を確認</p> <p>【事業所管】 東京労働局及び東京都 【実施主体】 障害者就業・生活支援センター</p>
<b>● 職業リハビリテーションに関するフォーラムの実施</b>	<p>福祉、医療・保健等の機関や企業等の担当者が一堂に会し、職業リハビリテーションに関する情報提供や意見交換を行うフォーラムを開催する。</p> <p>【規模】 250名 1回</p>	<p>【職場復帰関連】 250名規模：1回 (会場参加80名、リモート参加170名) 「リモートワーク時代のメンタルヘルス」 (中部総合精神保健福祉センターと合同開催)</p>	<p>【職場復帰関連】 250名規模：1回 「うつ病休職者の職場復帰支援を考えるフォーラム」(中部総合精神保健福祉センターと合同開催)</p>	<p>【職場復帰関連】 250名規模：1回 「うつ病休職者の職場復帰支援を考えるフォーラム」「しなやかな働き方を支えるために」(中部総合精神保健福祉センターと合同開催)</p>	<p>【事業所管】 東京障害者職業センター</p>

## 行動 2

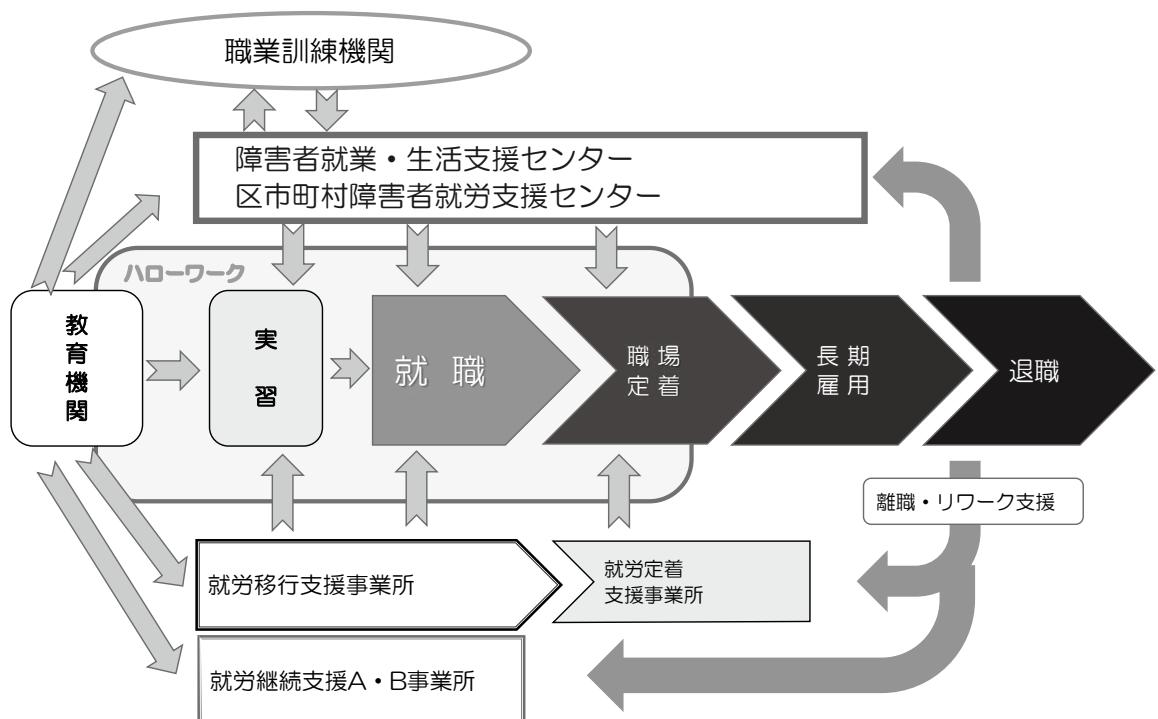
# 障害者のライフステージを通じた就労を支援します。

障害者就業・生活支援センターや区市町村障害者就労支援センターなどの地域の就労支援機関は、障害者の就職への支援はもとより、就職後も定期的な職場訪問などにより職場定着支援や働く障害者に対する生活支援をしています。中途障害者や中途退職した障害者の再就職についても同様の支援をしています。

また、今後、「福祉から企業へ」だけでなく、障害者が定年等で企業を退職した後の福祉施設への移行など、「企業から福祉へ」も円滑に移行できるように支援をしていきます。

このようにして、障害者本人や家族が安心して企業就労にチャレンジし、企業も安心して雇用に踏み切ることができるよう、地域の就労支援機関が、障害者のライフステージを通じて継続的に支援していきます。

### <ライフステージを通じた支援>



(東京労働局、ハローワーク、就労支援機関、東京障害者職業センター、福祉施設、東京都)

## 行動2を具体化する事業

事業名・事業内容	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度の取組と事業目標	担当
<b>2-1 区市町村障害者就労支援事業の充実 【再掲】</b>  職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する。これを拡充し、身近な地域での相談・支援体制を強化する。  【補助単価】 常勤 1人当たり6,774千円 非常勤1人当たり1,929千円 (都1/2 補助)	51区市町で整備 (23区・26市・2町)	51区市町で整備 (23区・26市・2町)	51区市町で整備 (23区・26市・2町)	身近な地域において、就労面と生活面の支援を一体的に提供する体制を整備するため、引き続き設置を推進する。	【事業所管】 東京都  【実施主体】 区市町村 障害者就労支援センター
<b>2-2 障害者就業・生活支援センター事業 【再掲】</b>  障害者雇用促進法に基づき、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っている。	都内6センターにて事業実施	都内6センターにて事業実施	都内6センターにて事業実施	関係機関と連携し、各センターの業務実施状況を確認	【事業所管】 東京労働局 及び東京都  【実施主体】 障害者就業・生活支援センター

## 視点2 職業に向けた準備へのバックアップ

### 行動3

### 職業的自立を支援する職業教育を充実します。

都立特別支援学校においては、高等部生徒の自立と社会参加を目指し、これまで、民間企業等からの技術講師の導入などにより、実践的な職業教育の習得を図り、近年では卒業生の約4割が一般就労しています。

今後は、小学部からのキャリア教育の充実に努めるとともに、障害の状態に応じた就業体験の機会の確保や実習先・雇用先の開拓を進める新たなシステムを構築するなど、職業的自立を支援する職業教育を充実します。

#### 生徒全員の企業就労をめざす

知的障害特別支援学校高等部において、職業教育を主とする専門学科を開設

##### 【就業技術科】

習得した知識と技能及び就労先での経験を基に、職責の範囲内で自ら判断し、職務を遂行する能力を育成することをねらいとする学科

永福学園

平成19年度開設

青峰学園

平成21年度開設

南大沢学園

平成22年度開設

志村学園

平成25年度開設

水元小合学園

平成27年度開設

##### 【職能開発科】

就労先で求められる知識と技能を修得し、任された職務を正確に遂行できる能力を育成することをねらいとする学科

足立特別支援学校

平成26年度開設

港特別支援学校

平成28年度開設

江東特別支援学校

平成30年度開設

東久留米特別支援学校

令和3年度開設

青鳥特別支援学校

令和5年度開設

練馬特別支援学校

令和6年度開設予定

南多摩地区特別支援学校（仮称）

令和6年度開設予定

北多摩地区特別支援学校（仮称）

令和9年度開設予定

(東京都教育委員会)

## 行動3を具体化する事業

事業名・事業内容	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度の取組と事業目標	担当
<b>3-1 民間を活用した企業開拓</b>  民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先を開拓及び確保するしくみを構築する。	開拓企業数・実習受入可能企業数 108社  企業関係者の活用（就労支援アドバイザー）30人	開拓企業数・実習受入可能企業数 146社  企業関係者の活用（就労支援アドバイザー）24人	開拓企業数・実習受入可能企業数 170社  企業関係者の活用（就労支援アドバイザー）22人	前年度に引き続き、現場実習先及び雇用先の開拓等に関する情報収集・提供を行う。	【事業所管】 東京都教育委員会  【実施主体】 特別支援学校
<b>3-2 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置</b>  職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的として、インターナーシップの導入や民間企業等からの技術講師の導入などにより実践的な職業技術の習得を図り、生徒全員の一般就労を目指す新しいタイプの高等部を設置する。	永福学園就業技術科 卒業生 就職 96%  青峰学園就業技術科 卒業生 就職 98%  南大沢学園就業技術科 卒業生 就職 97%  志村学園就業技術科 卒業生 就職 97%  水元小合学園 就業技術科 卒業生 就職 93%  足立特別支援学校 職能開発科 卒業生 就職 90%  港特別支援学校 職能開発科 卒業生 就職 90%  江東特別支援学校 職能開発科 卒業生 就職 90%	永福学園就業技術科 卒業生 就職 89%  青峰学園就業技術科 卒業生 就職 97%  南大沢学園就業技術科 卒業生 就職 94%  志村学園就業技術科 卒業生 就職 87%  水元小合学園 就業技術科 卒業生 就職 95%  足立特別支援学校 職能開発科 卒業生 就職 89%  港特別支援学校 職能開発科 卒業生 就職 85%  江東特別支援学校 職能開発科 卒業生 就職 95%	永福学園就業技術科 卒業生 就職 96%  青峰学園就業技術科 卒業生 就職 98%  南大沢学園就業技術科 卒業生 就職 90%  志村学園就業技術科 卒業生 就職 82%  水元小合学園 就業技術科 卒業生 就職 96%  足立特別支援学校 職能開発科 卒業生 就職 85%  港特別支援学校 職能開発科 卒業生 就職 100%  江東特別支援学校 職能開発科 卒業生 就職 95%	就業技術科及び職能開発科の就業率向上を図るための支援を行う。	【事業所管】 東京都教育委員会  【実施主体】 特別支援学校

## 行動 4

# 障害者のニーズ、企業のニーズに応じた職業訓練を実施します。

障害者の雇用を促進するため、障害者のニーズ、企業のニーズに対応した職業訓練を実施していきます。

## ○東京障害者職業能力開発校での訓練の充実

東京障害者職業能力開発校は、都立職業能力開発センター（一般校）の一般科目で訓練を受けることが困難な障害者を対象に、就職に向けた職業訓練を実施しています。

身体障害者、精神障害者、発達障害者、知的障害者を対象として、障害の種別に応じた様々な訓練を実施しており、専門知識や技術・技能の修得だけでなく、コミュニケーションやビジネスマナーなど、就職に必要なスキルが修得できます。

## ○都立職業能力開発センター（一般校）での訓練の充実

中央・城北職業能力開発センター板橋校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センターにおいて、知的障害者を対象とする実務作業科を設置しています。

今後とも、アンケート調査等を活用しつつ、障害者及び企業のニーズに応じた科目開発、訓練内容の見直し等を進め、訓練の充実を図っていきます。

(東京都)

## 行動4を具体化する事業

事業名・事業内容	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度の取組と事業目標	担当
<b>4-1 東京障害者職業能力開発校における訓練の推進</b>  調理・清掃サービス、オフィスワーク、ビジネスアプリ開発、ビジネス総合事務、グラフィックDTP、ものづくり技術、建築CAD、製パン、職域開発、実務作業、就業支援	身体障害者を対象として、様々な訓練（職域開発、実務作業を除く）を、また専門科目として、知的障害者を対象とした実務作業科、精神障害者・発達障害者を対象とした職域開発科、身体障害者、精神障害者、発達障害者を対象とした就業支援科を実施。  実績：136名	身体障害者を対象として、様々な訓練（職域開発、実務作業を除く）を、また専門科目として、知的障害者を対象とした実務作業科、精神障害者・発達障害者を対象とした職域開発科、身体障害者、精神障害者、発達障害者を対象とした就業支援科を実施。  実績：142名	身体障害者を対象として、様々な訓練（職域開発、実務作業を除く）を、また専門科目として、知的障害者を対象とした実務作業科、精神障害者・発達障害者を対象とした職域開発科、身体障害者、精神障害者、発達障害者を対象とした就業支援科を実施。  実績：127名	平成30年度における新校舎の開設に伴い、実践的な訓練を実施するための実習室を設置し、これまで身体障害者のみを対象としていた訓練を精神・発達障害者にも対象を広げるなど、訓練対象者や科目の大幅な見直しをしているところであり、令和5年度も引き続き、同様の取組を実施していく。	【事業所管】 東京都  【実施主体】 東京障害者職業能力開発校
<b>4-2 一般校における障害者職業能力開発訓練の推進</b>  知的障害者向け科目の一般展開（実務作業科）	一般校において障害者職業能力訓練を実施 実績：40名	一般校において障害者職業能力訓練を実施 実績：33名	一般校において障害者職業能力訓練を実施 実績：23名	中央・城北職業能力開発センター板橋校 20名  城南職業能力開発センター 20名  城東職業能力開発センター 20名	【事業所管】 東京都  【実施主体】 都立職業能力開発センター

**行動 5**

## 企業等での訓練・実習の場を拡充します。

企業等での実習は、多数の企業等の協力により、特別支援学校や各機関での職業教育において、大きな成果を収めています。今後、新たに障害者雇用に取り組む企業が増えることが予想され、企業と障害者のマッチングを図るためにも実習の重要性はさらに増すと考えられるため、企業にとってはさらに実習が受け入れやすく、また、障害者にとってはさらに参加しやすい仕組みにしていきます。

あわせて、障害者委託訓練では、企業をはじめ社会福祉法人、N P O 法人等の多様な委託先で職業訓練を行っています。今後とも、ハローワークとの連携や企業O B 等のコーディネーターの活用などを進め、多様な委託先を開拓して、訓練の充実を図っていきます。

(ハローワーク、東京都、東京しごと財団、東京都教育委員会)

## 行動5を具体化する事業

事業名・事業内容	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度の取組と事業目標	担当
<b>5-1 障害者との多様な委託訓練の拡充</b>  身体、知的、精神障害者などで、公共職業安定所長の受講の推薦を受けた方を対象とし、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等に委託して訓練を行う。	企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、273名の訓練を実施した。	企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、426名の訓練を実施した。	企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、534名の訓練を実施した。	企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、令和4年度と同様に訓練を実施する。	【事業所管】東京都 【実施主体】東京しごと財団
<b>5-2 障害者雇用就業総合推進事業の推進</b>  職業訓練から雇用就業に結びつけるコーディネート機能を駆使して、関係機関と連携し、企業合同説明会や相談会、普及啓発セミナーなど障害者の一般就労に受けた事業を実施する。	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー(企業向け) 年2回 (3)特例子会社セミナー 年1回 (4)就業総合相談会 年3回 (5)保護者向けセミナー 年2回 (6)医療機関向けセミナー 年1回 (7)職場体験実習への保険料補助 年1,749件 (8)職場体験実習面談会 年7回 (9)職場体験実習ミニ面談会 年3回 (10)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 30件 (11)障害者就活セミナー 年8回 (12)障害者雇用実務講座 年6回 (13)企業見学支援事業 年364件 (14)障害者雇用ナビゲート事業 新規 年43社 (15)大学等と連携したセミナー 年2回 (16)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー(企業向け) 年2回 (3)特例子会社セミナー 年1回 (4)就業総合相談会 年4回 (5)保護者向けセミナー 年2回 (6)医療機関向けセミナー 年1回 (7)職場体験実習への保険料補助 年2,159件 (8)職場体験実習面談会 年8回 (9)職場体験実習ミニ面談会 年4回 (10)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 44件 (11)障害者就活セミナー 年9回 (12)障害者雇用実務講座 年6回 (13)企業見学支援事業 年531件 (14)障害者雇用ナビゲート事業 新規 年39社 (15)テレワーク活用による障害者雇用促進モール事業 10社 (16)大学等と連携したセミナー 年2回 (17)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年1回 (2)普及啓発セミナー(企業向け) 年2回 (3)特例子会社セミナー 年1回 (4)就業総合相談会 年5回 (5)保護者向けセミナー 年2回 (6)医療機関向けセミナー 年1回 (7)職場体験実習への保険料補助 年2,164件 (8)職場体験実習面談会 年8回 (9)職場体験実習ミニ面談会 年4回 (10)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 41件 (11)障害者就活セミナー 年8回 (12)障害者雇用実務講座 年6回 (13)企業見学支援事業 年711件 (14)障害者雇用ナビゲート事業 新規 年61社 (15)テレワーク活用による障害者雇用促進モール事業 10社 (16)大学等と連携したセミナー 年2回 (17)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー(企業向け) 年2回 (3)特例子会社セミナー 年1回 (4)就業総合相談会 年4回 (5)保護者向けセミナー 年2回 (6)医療機関向けセミナー 年1回 (7)職場体験実習への保険料補助 年2,000件 (8)職場体験実習面談会 年8回 (9)職場体験実習ミニ面談会 年4回 (10)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 75件 (11)障害者就活セミナー 年8回 (12)障害者雇用実務講座 年6回 (13)企業見学支援事業 年240件 (14)障害者雇用ナビゲート事業 新規 年65社 (15)大学等と連携したセミナー 年2回 (16)障害者雇用就業サポートデスクによる情報提供 他	【事業所管】東京都 【実施主体】東京しごと財団

## 視点3 「福祉施設等から企業へ」向かう流れ

### 行動6

#### 企業で働く意欲のある障害者を一般就労へつなげます。

都内には、福祉施設における就労の場として、障害者総合支援法に基づき就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）を運営する施設があります。

これらの福祉施設から企業への就労移行に向けて、利用者の働く意欲や力量を適切に判断して支援するとともに、区市町村障害者就労支援センターへの地域開拓促進コーディネーターの配置を進め、福祉施設や利用者本人、保護者などに積極的に働きかけ、働く意欲のある障害者を企業就労へとつなげていきます。

また、東京労働局においては、地域の関係機関の意見を踏まえ、企業での雇用についての就労支援機関や特別支援学校等における理解促進及び職場実習を推進し、福祉、教育、医療から雇用への移行を進めます。

#### 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

企業と、障害者やその保護者、就労支援機関・特別支援学校・大学・医療機関等の教職員等の企業での就労に対する不安感等を払拭させるとともに、企業での就労への理解促進を図るため、地域のニーズを踏まえて次の取組みを実施。

- 就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーの助言等による企業理解の促進
- 関係機関への職場実習協力事業所情報の提供、実習受入依頼等による障害者に対する職場実習の推進

##### 都道府県労働局による事業計画の策定

- 地域の関係機関による雇用移行推進連絡会議を設置し、意見を聴取
- 地域の状況・ニーズを踏まえた、事業の効率的、効果的な実施に係る企画立案

##### 都道府県労働局による事業の実施

- 就労支援機関、特別支援学校、大学等、医療機関等を対象とした就労支援セミナー
- 障害者とその保護者等を対象とした事業所見学会
- 就労支援機関や特別支援学校・大学等の職員、企業の人事担当者等を対象とした事業所見学会
- 障害者就労アドバイザーによる就労支援機関、特別支援学校、大学等、医療機関等への助言
- 職場実習に協力する意思のある事業所の情報収集
- 関係機関への職場実習協力事業所の情報提供
- 実習実施に係る職場実習協力事業所への受入依頼
- 一定の場合に、実習者の損害保険手続き、協力事業所への謝金支払、実習を補助する実習指導員の派遣
- 職場実習のための合同面接会の実施

一般雇用の理解促進

職場実習の推進

(東京労働局、福祉施設、就労支援機関)

## 行動6を具体化する事業

事業名・事業内容	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度の取組と事業目標	担当
<b>6-1 地域開拓促進コーディネーターの設置促進</b>  「区市町村障害者就労支援事業」において同コーディネーターの設置を進め、就労希望者の積極的な掘り起しを行うとともに、企業側に対する障害者雇用へのアプローチを行い、福祉的就労から一般就労という環境整備を進める。  【補助単価】 一所当たり1,929千円 (都1/2 補助)	44区市町に設置	45区市町に設置	46区市町に設置	引き続き設置を促進する。	【事業所管】 東京都  【実施主体】 区市町村
<b>6-2 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業</b>  企業での雇用についての理解促進及び職場実習の総合的かつ効率的な推進を図るため、各関係機関と連携し「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京労働局雇用移行推進連絡会議の開催（年1回開催）</li> <li>○企業就労理解促進事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援セミナー（実施見合わせ）</li> <li>・事業所見学会（実施見合わせ）</li> </ul> </li> <li>○障害者職場実習（12名）</li> <li>○企業と移行推進事業所との面談会（実施見合わせ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京労働局雇用移行推進連絡会議の開催（年2回開催）</li> <li>○企業就労理解促進事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援セミナー（4回実施（Youtubeセミナー1回を含む）、参加66名。YouTubeセミナーは再生回数1504回）</li> <li>・事業所見学会（6回実施、参加56名）</li> </ul> </li> <li>○障害者職場実習（19名）</li> <li>○企業と移行推進事業所との面談会（1回実施、参加企業20社、就労支援機関18事業所、面談回数59回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京労働局雇用移行推進連絡会議の開催（年2回開催）</li> <li>○企業就労理解促進事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援セミナー（5回実施（Youtubeセミナー1回を含む）、参加208名。YouTubeセミナーは再生回数1201回）</li> <li>・事業所見学会（6回実施、参加203名）</li> </ul> </li> <li>○障害者職場実習（73名）</li> <li>○企業と移行推進事業所との面談会（2回実施、参加企業28社、就労支援機関56事業所、面談回数72回）</li> </ul>	福祉、教育、医療から雇用への移行を効果的に推進するため、関係機関と連携のもと就労支援セミナー及び事業所見学会、障害者の職場実習を実施し、企業における就労への理解の促進を図つて行く。	【事業所管】 東京労働局

## 視点 4 福祉施設の事業者を支援

### 行動 7

### 福祉施設の従事者の人材育成を図ります。

障害者就業・生活支援センターや区市町村障害者就労支援センターなどの地域の就労支援機関、また、東京都精神保健福祉センター、東京障害者職業センターなどの専門的広域的な支援機関は、これまでに多くの就労支援ノウハウを蓄積しています。

こうしたノウハウについて、互いのセンターや、就労移行支援事業者をはじめとする福祉施設に提供することなどにより、福祉施設の従事者の人材育成を図り、地域全体の就労支援力を高めていきます。

#### 【人材育成の取組】

##### 令和5年度就業支援基礎研修

##### 障害者就労支援体制レベルアップ事業（従事者研修）カリキュラム

科目名	内 容
障害者雇用の現状と障害者雇用施策	障害者雇用促進法の概要、障害者雇用の現状、各種制度等について理解する。
就業支援のプロセスⅠ（インテーク～職業準備性の向上のための支援）	就業支援のプロセス、職業相談の実施方法、職業準備性の考え方、職業準備性の向上のための支援の実施方法、就労移行支援のためのチェックリスト等の実施方法等について理解する。
就業支援のプロセスⅡ（求職活動支援～定着支援）	求職活動支援及び定着支援等の実施方法・留意事項、受講者の所属機関における各種支援の取組等について理解する。
就労支援機関の役割と連携	ハローワーク、地域障害者職業センター、就業・生活支援センター等の役割と業務内容、これら就労支援機関との連携方法、地域ネットワークの活用方法等について理解する。
障害特性と職業的課題Ⅰ（身体障害、高次脳機能障害）	身体障害及び高次脳機能障害の障害特性と職業的課題、支援上の留意事項等について理解する。
障害特性と職業的課題Ⅱ（知的障害、発達障害）	知的障害及び発達障害の障害特性と職業的課題、支援上の留意事項等について理解する。
障害特性と職業的課題Ⅲ（精神障害）	精神障害の障害特性と職業的課題、支援上の留意事項等について理解する。
労働関係法規の基礎知識	労働基準法、最低賃金法等に関する基礎知識を理解する。
ケーススタディ・意見交換	ケーススタディと就労移行支援等の取組状況についての意見交換を通じて、具体的な支援のプロセスや支援方法、支援における関係機関との連携の実際について理解する。
企業における障害者雇用の実際	雇用情勢の変化と企業における障害者雇用の考え方、雇用状況、業務内容と必要な人材、各種制度の活用状況、支援ニーズ等について理解する。
障害者の雇用を進めるためのコミュニケーション技法	関係機関に対する提案や説明、企業採用担当者等との面接等において、分かり易く説明することや情報を的確に伝達するためのノウハウを実践的に学ぶ。

（東京障害者職業センター、東京都福祉局）

## 行動7を具体化する事業

事業名・事業内容	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度の取組と事業目標	担当
<b>7-1 障害者就労支援体制レベルアップ事業</b>	3日間のカリキュラムで3回実施 【規模】 171名  【対象】就労移行支援事業者、区市町村障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターなどの支援員（初任者）  【規格】50～70名 3日間×年3回実施（東京障害者職業センターの「就業支援基礎研修」とタイアップ）	3日間のカリキュラムで3回実施 【規模】 192名  【対象】就労移行支援事業者、区市町村障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターなどの支援員（初任者）	3日間のカリキュラムで3回実施 【規模】 167名  【対象】就労移行支援事業者、区市町村障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターなどの支援員（初任者）	就労移行支援事業所、区市町村障害者就労支援センターや障害者就業・生活支援センターの支援員の技術の向上を図る。  東京障害者職業センターとの合同研修（基礎研修）を引き続き実施し、地域における支援機関の体制・機能を強化する。	【事業所管】東京都
<b>7-2 就労支援に関する助言・援助・実務的研修の提供</b>	地域の就労支援機関の支援力の底上げと充実を図るために、以下のことを実施する。  ・アセスメントの方法等の就労支援機関に対する技術的な助言・援助を実施（本所102機関、支所66機関） ・東京都福祉保健局の「就労支援レベルアップ事業」とタイアップした就業支援基礎研修開催（70名規模3回） ・就労支援課題別セミナーーマ例：アセスメントの視点を学ぶ（本所：25名規模7回）（支所：8名規模3回） ・ジョブコーチ養成研修（25名規模5回） ・ジョブコーチ養成研修修了者サポート研修、支援スキル向上研修サポート研修（20名規模7回）	地域の就労支援機関の支援力の底上げと充実を図るために、以下のことを実施する。  ・アセスメントの方法等の就労支援機関に対する技術的な助言・援助を実施（本所134機関、支所68機関） ・東京都福祉保健局の「就労支援レベルアップ事業」とタイアップした就業支援基礎研修開催（70名規模3回） ・南関東エリアを対象とした、就業支援実践研修（100名規模1回） ・就労支援課題別セミナーーマ例：アセスメントの視点を学ぶ（本所：25名規模6回）（支所：8名規模3回） ・ジョブコーチ養成研修（25名規模7回） ・ジョブコーチ養成研修修了者サポート研修、支援スキル向上研修サポート研修（25名規模5回）	地域の就労支援機関の支援力の底上げと充実を図るために、以下のことを実施する。  ・アセスメントの方法等の就労支援機関に対する技術的な助言・援助を実施（本所237件、支所56件） ・東京都福祉局の「就労支援レベルアップ事業」とタイアップした就業支援基礎研修開催（70名規模3回） ・南関東エリアを対象とした、就業支援実践研修（100名規模1回） ・就労支援課題別セミナーーマ例：アセスメントの視点を学ぶ（本所：25名規模7回）（支所：10名1回、20名（Web）2回） ・ジョブコーチ養成研修（40名規模6回） ・ジョブコーチ養成研修修了者サポート研修、支援スキル向上研修サポート研修（各研修の合計受講人数32名規模、各研修3回）	地域の就労支援機関の支援力の底上げと充実を図るために、以下のことを実施する。  ・アセスメントの方法等の就労支援機関に対する技術的な助言・援助を実施（本所237件、支所56件） ・東京都福祉局の「就労支援レベルアップ事業」とタイアップした就業支援基礎研修開催（70名規模3回） ・南関東エリアを対象とした、就業支援実践研修（100名規模1回） ・就労支援課題別セミナーーマ例：アセスメントの視点を学ぶ（本所：25名規模7回）（支所：10名規模3回） ・ジョブコーチ養成研修（40名規模6回） ・ジョブコーチ養成研修修了者サポート研修、支援スキル向上研修サポート研修（各研修の合計受講人数32名規模、各研修3回）	【事業所管】東京障害者職業センター
<b>7-3 就労支援機関連携スキル向上事業</b>	・マッチングスキル等向上研修 3日間分※×年1回 (参加 48名)  ・定着支援研修 1日間分※×年1回 (参加 104名)  ※コロナ感染症対策としてWeb配信にて実施。マッチングスキル等向上研修の演習を除き、一定の期間中であれば随時受講可能。	・マッチングスキル等向上研修 3日間分×年1回 (参加 54名)  ・定着支援研修 1日間分×年1回 (参加 50名)  ・医療機関連携スキル向上研修※ 2日間×年2回 (参加 73名)	・マッチングスキル等向上研修 3日間分×年2回 (参加 69名)  ・定着支援研修 2日間分×年1回 (参加 40名)  ・医療機関連携スキル向上研修※ 2日間×年2回 (参加 61名)	・マッチングスキル等向上研修 3日間×年2回 (定員 100名)  ・定着支援研修 2日間×年2回 (定員 100名)  ・医療機関連携スキル向上研修 2日間×年2回 (定員 100名)	【事業所管】東京都
<b>7-4 就労移行支援事業におけるテレワーク等支援力向上事業</b>	就労移行支援事業所等向けに、新しい日常におけるテレワーク等の多様な働き方に対応するための研修や事例紹介等を行い、障害者の円滑な就職活動及び就労促進・定着を図る。  【対象】就労移行支援事業のサービス管理責任者等	令和4年度新規事業	・基礎編（動画配信） 11講座 延べ視聴数801 ・実践編（グループワーク等） (参加 16名)	就労移行支援事業所等向けに、新しい日常におけるテレワーク等の多様な働き方に対応するための研修や事例紹介等を行い、障害者の円滑な就職活動及び就労促進・定着を図る。  ・基礎編（動画配信） ・実践編（グループワーク等）	【事業所管】東京都

## 行動 8

# 効果的な就労支援ツールを普及させます。

各就労移行支援事業者、就労支援センター等が使用している就労移行支援プログラムや職業評価（アセスメント）、マッチングなどの支援ツールなどは、それぞれの機関の創意工夫のもとに作成されています。

このような就労移行支援プログラムなどの各種支援ツールについて、各就労支援機関に情報提供することにより普及させ、全体の就労支援事業のレベルアップを図っていきます。

### 【支援ツールの一例】M-ストレス・疲労アセスメントシート(MSFAS)（障害者職業総合センター）

M-ストレス・疲労アセスメントシート (Makuhari Stress and Fatigue Assessment Sheet)		
<b>1 ストレスや疲労に関する周辺情報(本人用)</b> <b>(1) ストレスを感じる状況について、整理してみましょう。</b>		
MSFAS 2006(利用者用) No. ①不安になったり、緊張したり、イライラするのは、どんな状況ですか？ ②その時に、自分が取る対処行動は？ ③対処行動をとった結果は、どうなりますか？(ストレスや疲労は少なくなりますか？) 例 上司や同僚から、高圧的口調で指示をされるとき 我慢する。 上司や同僚は自分の気持ちに気づいてくれないので、ストレスがたまる。		
1		
2		
3		
4		
5		
<b>(2) どんな作業や活動をしている時に、疲れが生じやすいですか？</b> (作業環境、仕事の内容、作業時間など具体的に記入してください) ・ ・ ・		
<b>(3) 疲れを感じた時に、あなたが最もよくとる行動を、次の申から一つ選んで○をつけてください</b>		
自分で判断し、休憩をとる(必要に応じ、上司に相談する) 休憩を取ってよいか、上司に聞く 上司から休憩を取らよう声をかけられたら、休憩する 休憩を取るように言われても、休憩を取らない(休憩をとりたくない) できる限り我慢する その他( )		
<b>(4) 自分がストレスや疲れを感じていることに、気づくサインがありますか？</b> 次の申から、あなたに当てはまるサインに、いくつでも○をつけてください。 ・眠くなる ・あくびが出る ・頭が痛くなる ・頭が重くなる ・頭がボーッとする ・目が充血する ・目が疲れる ・目が痛くなる ・ものぼがやける ・手足が震える ・手や腕がだるい ・足腰がだるい ・全身がだるい ・頭がこる ・周囲が臭くなる ・よそみが増える ・ため息が出る ・姿勢が崩れる ・汗が出る ・青伸びをする ・ミスが増える ・能率が下がる ・イライラする ・独り言が増える ・表情が暗くなる ・口調や話し方が変わる ・貧乏ゆすりをする ・顔見が気になる ・その他( ) ・ない ・分からぬ		
<b>(5) 常徴的に（または、あまり疲れを感じずに）作業ができるのは、どんな場面ですか？</b>		
1		
2		
3		

NIVR(障害者支援部門)

(就労支援機関、東京障害者職業センター、東京都)

## 行動8を具体化する事業

事業名・事業内容	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度の取組と事業目標	担当
<b>8-1 支援プログラム（職業評価等）の普及</b>  職業評価等の支援ツールについて各就労支援機関に情報提供する。	・就労支援課題別セミナーーマ例：障害種別に応じたアセスメント方法やツールの使用について (本所25名規模7回) (支所8名規模3回)	・就労支援課題別セミナーーマ例：障害種別に応じたアセスメント方法やツールの使用について (本所25名規模6回) (支所8名規模3回)	・就労支援課題別セミナーーマ例：障害種別に応じたアセスメント方法やツールの使用について (本所：25名規模6回) (支所：10名1回、20名(Web)2回)	・就労支援課題別セミナーーマ例：障害種別に応じたアセスメント方法やツールの使用について (本所25名規模7回) (支所10名規模3回)	【事業所管】 東京障害者職業センター

## 令和5年度 就労支援課題別セミナー

回	日時	テーマ・内容	定員
第1回	6月27日 (火) 10時～15時	「アセスメントの視点を学ぶ～幕張版ワークサンプルを知る・体験する～」 ※幕張版ワークサンプルの実施をこれから検討している。又は実施経験が少ない機関様向けです  幕張版ワークサンプルの概要を学び、課題の実施方法や支援のポイント等の基本を体験していただきます。また、幕張版ワークサンプルのアセスメントと、その後の支援場面における活用事例を紹介します。	20名
第2回	8月1日 (火) 10時～15時	「発達障害者を中心としたアセスメントの視点を学ぶ」 ※初級者向けです  発達障害者を中心とした就労支援における相談、職業評価や支援計画の作成等、アセスメントの基礎を解説します。また、幕張版ストレス疲労アセスメントシートの活用方法について紹介します。	24名
第3回	9月26日 (火) 10時～12時半	「就労支援についての事例検討会」 就労移行支援事業所等、就労支援機関の皆様を対象に、担当されているケースの事例検討をグループワークにて行います。  ※事前に検討したい事例の提出をお願いしています。 ※ご希望があれば当センターとの協同支援（JC支援等）の活用等について修了後に相談を行います。	20名
第4回	10月24日 (火) 10時～15時	「ジュブマッチング～求職者支援のノウハウを学ぶ～」  職場環境のアセスメント、職務の切り出しや設定等、求職活動支援のポイントを説明します。また、面接同行の演習を行います。	24名
第5回	11月21日 (火) 10時～15時	「精神障害者を中心としたアセスメントの視点を学ぶ」 ※初級者向けです  精神障害者を中心とした就労支援における相談、職業評価や支援計画の作成等、アセスメントの基礎を解説します。また、幕張版ストレス疲労アセスメントシートの活用方法について紹介します。	24名
第6回	12月19日 (火) 10時～15時	「アセスメントの視点を学ぶ～幕張版ワークサンプルを知る・体験する～」 ※幕張版ワークサンプルの実施をこれから検討している。又は実施経験が少ない機関様向けです  幕張版ワークサンプルの概要を学び、課題の実施方法や支援のポイント等の基本を体験していただきます。また、幕張版ワークサンプルのアセスメントと、その後の支援場面における活用事例を紹介します。	20名
第7回	1月16日 (火) 10時～15時	「問題解決技能トレーニング」 ※問題解決技能トレーニングとは…発達障害のある方が、問題の発生状況や原因を把握し、問題解決の選択をするスキル向上を目指すトレーニングです。  問題状況整理シートを活用し、効率的、効果的に問題解決の検討を進めるためのグループワークの運営方法や支援のポイントについて学んでいただきます。	24名

東京都障害者職業センター

## 視点 5 精神障害者の安定的な就労を支援

### 行動 9

### 精神障害者の就労定着支援に取り組みます。

精神障害者は、心身が疲れやすい場合が多いので、当初は休憩を多く、労働時間を短くするなどして、時間かけて仕事に慣れてもらう必要があります。そのためには、雇用主や支援者は、医療機関のスタッフに、あらかじめ障害状況や対処方法を聞いておくなど、医療機関との連携が欠かせません。

そこで、ジョブコーチによるきめ細かい支援等を図るとともに、医療機関とも連携しながら、精神障害者の職場定着を図ります。

また、うつ病などで休職している方に対して、東京都立（総合）精神保健福祉センター、東京障害者職業センターなどにより、復職支援をしていきます。

#### 【精神障害者雇用企業の声（障害者就労実態調査・ヒアリング結果（平成 26 年度）】

○障害者雇用についてハローワークに相談に行ったところ、精神障害者の雇用を勧められたのがきっかけとなり、1人目は総務部で採用した。2人目は編集部での採用を進めようとしたが、社員から反対や不安との意見が出されたため、就労支援機関の手を借りて、勉強会を行うなどして対応した。2人目の方が、配属部署での業務を確立してくれたおかげで、3人目の採用もスムーズに進めることができた。  
区の障害者就労支援センターには、トライアル雇用のときから、本人に付き添って支援してもらった。現在3ヶ所の就労支援機関と関わりがあるが、社員の理解を深めるための勉強会を開いてもらったり、体調を崩したときなどに訪問サポートしてもらったりして助かっている。いろいろ教わるうちに、社内にノウハウが蓄積され、今は自分たちで勉強会も行っている。（情報通信業）

○現在は精神障害者3名を雇用。業務内容は事務補助、施設利用の受付などである。3名とも業務にも職場にも慣れており、安定して仕事に取り組んでいる。  
採用時から現在まで就労支援機関の支援を受けている。3カ月に1回定期訪問があり、担当者と障害者従業員と面談をしている。就労支援機関は主に生活や健康面のフォローを中心に実施しており、業務面での支援は特に受けていないが、雇用側としては生活や健康の状況や情報を把握しきれないので、就労支援機関からの情報はとても役に立つ。（サービス業）

（東京都、東京しごと財団、就労支援機関、東京障害者職業センター）

## 行動9を具体化する事業

事業名・事業内容	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度の取組と事業目標	担当
<b>9-1 東京ジョブコーチ支援事業の推進</b> 都独自の東京ジョブコーチを養成し、職場定着を支援する。	○東京ジョブコーチ数：80名 (令和2年度末時点) ○支援件数：640件 ○稼働延日数：4,927日	○東京ジョブコーチ数：77名 (令和3年度末時点) ○支援件数：703件 ○稼働延日数：5,638日	○東京ジョブコーチ数：79名 (令和4年度末時点) ○支援件数：804件 ○稼働延日数：5,794日	○東京ジョブコーチ 規模：77名 ○支援目標：800件	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
<b>9-2 精神障害者の職場復帰支援の推進</b> 職場復帰支援（リワーク支援）の実施体制を拡充して実施するとともに、復職支援の困難事案に対しては障害者職業総合センターの研究・技法開発の成果を活用した支援を効果的に実施する。	職場復帰支援コーディネイト：325名 (本所245名) (支所80名) リワーク支援：311名 (本所230名) (支所81名)	職場復帰支援コーディネイト：385名 (本所288名) (支所 97名) リワーク支援：343名 (本所258名) (支所 85名)	職場復帰支援コーディネイト：498名 (本所377名) (支所121名) リワーク支援：419名 (本所321名) (支所98名)	職場復帰支援コーディネイト：428名 (本所333名) (支所95名) リワーク支援：395名 (本所310名) (支所85名)	【事業所管】 東京障害者職業センター
<b>9-3 精神障害者の雇用継続支援の推進</b> 雇用支援ネットワークを活用し、各関係機関との緊密な連携による精神障害者に対するジョブコーチ（東京障害者職業センター配置型職場適応援助者及び第1号（訪問型）職場適応援助者）による支援を積極的に実施する。	精神障害者に対するジョブコーチ支援：42名 (本所32名) (支所10名)	訪問型法人のジョブコーチとの緊密な連携の下、精神障害者に対するジョブコーチ支援を積極的に実施する。 精神障害者に対するジョブコーチ支援：55名 (本所44名) (支所11名)	訪問型法人のジョブコーチとの緊密な連携の下、精神障害者に対するジョブコーチ支援を積極的に実施する。 精神障害者に対するジョブコーチ支援：39名 (本所22名) (支所17名)	訪問型法人のジョブコーチとの緊密な連携の下、精神障害者に対するジョブコーチ支援を積極的に実施する。 精神障害者に対するジョブコーチ支援：52名 (本所40名) (支所12名)	【事業所管】 東京障害者職業センター
<b>9-4 総合就労支援プログラム「トライワークプロジェクト」</b> 通院しながら就労(復職)を希望する精神障害者を対象に、医師等専門職員のサポートにより、就労支援に向けたプログラムを提供する。	45名	37名	47名	(1)「ワーカトレーニングコース」就労を目指す方のコース (2)「リターンワークコース」休職の方が復帰を目指すコース（両コースとも疾患別の主にうつ病コース・主に統合失調症コース・主に自閉スペクトラム症コースがある。） 他にも高次脳機能障害者への就労支援プログラムの充実と普及啓発に努めている。 今年度は障害者雇用への支援を充実する。	【事業所管】 東京都
<b>9-5 トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）の活用</b> 精神障害者及び発達障害者の特性を踏まえ、一定の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用（週20時間以上勤務）を目指して「試行雇用」を行う事業主に対し、「トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）」を支給し、精神障害者及び発達障害者の求職者と事業主の相互理解を促進し、雇用機会の確保を図る。	支給決定件数：15件	支給決定件数：22件	支給決定件数：11件	企業向けの各種雇用支援セミナー、ハローワーク窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲出	【事業所管】 東京労働局
<b>9-6 障害者雇用就業総合推進事業の推進【再掲】</b> 職業訓練から雇用就業に結びつけるコーディネート機能を駆使して、関係機関と連携し、企業合同説明会や相談会、普及啓発セミナーなど障害者の一般就労に向けた事業を実施する。	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー（企業向け）年2回 (3)特例子会社セミナー 年1回 (4)就業総合相談会 年3回 (5)保護者向けセミナー 年2回 (6)医療機関向けセミナー 年1回 (7)職場体験実習への保険料補助 年1,749件 (8)職場体験実習面談会 年7回 (9)職場体験実習ミニ面談会 年3回 (10)職場体験実習受け入れ企業に対する助成金支給事業 30件 (11)障害者就活セミナー 年8回 (12)障害者雇用実務講座 年6回 (13)企業見学支援事業 年364件 (14)障害者雇用ナビゲート事業 新規 年43社 (15)大学等と連携したセミナー 年2回 (16)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー（企業向け）年2回 (3)特例子会社セミナー 年1回 (4)就業総合相談会 年4回 (5)保護者向けセミナー 年2回 (6)医療機関向けセミナー 年1回 (7)職場体験実習への保険料補助 年2,159件 (8)職場体験実習面談会 年8回 (9)職場体験実習ミニ面談会 年4回 (10)職場体験実習受け入れ企業に対する助成金支給事業 44件 (11)障害者就活セミナー 年9回 (12)障害者雇用実務講座 年6回 (13)企業見学支援事業 年531件 (14)障害者雇用ナビゲート事業 新規 年39社 (15)テレワーク活用による障害者雇用促進モルタル事業 10社 (16)大学等と連携したセミナー 年2回 (17)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年1回 (2)普及啓発セミナー（企業向け）年2回 (3)特例子会社セミナー 年1回 (4)就業総合相談会 年5回 (5)保護者向けセミナー 年2回 (6)医療機関向けセミナー 年1回 (7)職場体験実習への保険料補助 年2,164件 (8)職場体験実習面談会 年8回 (9)職場体験実習ミニ面談会 年4回 (10)職場体験実習受け入れ企業に対する助成金支給事業 41件 (11)障害者就活セミナー 年8回 (12)障害者雇用実務講座 年6回 (13)企業見学支援事業 年711件 (14)障害者雇用ナビゲート事業 新規 年61社 (15)テレワーク活用による障害者雇用促進モルタル事業 10社 (16)大学等と連携したセミナー 年2回 (17)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー（企業向け）年2回 (3)特例子会社セミナー 年1回 (4)就業総合相談会 年4回 (5)保護者向けセミナー 年2回 (6)医療機関向けセミナー 年1回 (7)職場体験実習への保険料補助 年2,000件 (8)職場体験実習面談会 年8回 (9)職場体験実習ミニ面談会 年4回 (10)職場体験実習受け入れ企業に対する助成金支給事業 75件 (11)障害者就活セミナー 年8回 (12)障害者雇用実務講座 年6回 (13)企業見学支援事業 年240件 (14)障害者雇用ナビゲート事業 新規 年65社 (15)大学等と連携したセミナー 年2回 (16)障害者雇用就業サポートデスクによる情報提供 他	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団

## 行動10

# 精神障害者の就労支援にかかる 機関の連携を強化します。

精神障害者の就職や安定的な就労継続のためには、就労支援機関、医療機関、企業の連携が重要です。

そのため、関係機関による精神障害者の就労支援ネットワークを充実強化するとともに、各機関相互の理解促進を図ります。

(東京障害者職業センター、東京都)

## 行動10を具体化する事業

事業名・事業内容	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度の取組と事業目標	担当
<b>10-1 精神障害者の雇用支援ネットワークの充実・強化</b>  医療機関、保健福祉機関、事業主団体、産業保健機関等の識者を委員とした「精神障害者雇用連絡協議会」を開催する。 【開催回数】 4回	「障害者雇用支援連絡協議会」に改編し、4回開催 (本所2回、支所2回)	「障害者雇用支援連絡協議会」に改編し、4回開催 (本所2回、支所2回)	「障害者雇用支援連絡協議会」に改編し、4回開催 (本所2回、支所2回)	「障害者雇用支援連絡協議会」に改編し、3回開催 (本所2回、支所1回)	【事業所管】 東京障害者職業センター
<b>10-2 精神障害者就労定着連携促進事業</b>  (平成30～令和2年度) 就労移行支援事業所等に対し医療機関との情報交換技術向上のための研修を実施するとともに、精神障害者就労定着支援連絡会の設置や、医療機関・就労移行支援事業所・企業等が連携して就労支援を行うモデル事業の実施により、精神障害者の就労定着支援の充実を図る。 【実施内容】 ・研修事業 医療機関と連携研修 ・連絡会事業 都内6圏域において年4回の連絡会の開催 ・医療機関・就労支援機関連携モデル事業  (令和3年度～) 精神障害者就労定着支援連絡会の設置や、障害者就業・生活支援センターに配置された医療連携コーディネーターによる連携医療機関の開拓、医療機関スタッフ・患者向けの講座・見学会等の実施により、精神障害者の就労定着支援の充実を図る。	精神障害者の就労定着に向け、医療機関をはじめとする関係各機関の連携を促進するため、各種事業を実施する。  【研修】 1日×年1回 実施 (参加 79名) 【連絡会事業】 ・精神障害者就労定着支援連絡会 計6回開催 (6か所×年1回) ※新型コロナ感染症予防により実施回数の減。 【医療機関・就労支援機関連携モデル事業】 ・医療機関と就労支援機関の協力体制の構築 ・患者向け取組 ・医療機関スタッフ向け取組 ・企業の意見を取り入れた精神科医療機関・就労支援機関連携プログラムの企画	精神障害者の就労定着に向け、医療機関をはじめとする関係各機関の連携を促進するため、各種事業を実施する。  ※研修は7-3就労支援機関連携スキル向上事業へ再編 【連絡会事業】 ・精神障害者就労定着支援連絡会 計15回開催 (6か所×年2～5回) 【医療機関・就労支援機関等連携促進】 (6か所×年2回) 【医療機関・就労支援機関等連携促進】 (6か所×コーディネーター各1名以上配置) ・医療機関と就労支援機関の協力体制の構築 ・医療機関スタッフ向けや患者向けの講座、見学会等 ・医療連携に関する相談窓口として、就労支援機関・企業等へ助言	精神障害者の就労定着に向け、医療機関をはじめとする関係各機関の連携を促進するため、各種事業を実施する。	【連絡会事業】 ・精神障害者就労定着支援連絡会 計12回開催 (6か所×年2回) 【医療機関・就労支援機関等連携促進】 (6か所×コーディネーター各1名以上配置) ・医療機関と就労支援機関の協力体制の構築 ・医療機関スタッフ向けや患者向けの講座、見学会等 ・医療連携に関する相談窓口として、就労支援機関・企業等へ助言	【事業所管】 東京都